

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

情報ひろば 6月

福祉

高齢者・障がい者用居室などの増改築資金の貸し付け

容 高齢者・障がい者の専用居室、浴室、台所、トイレ、廊下などの増改築
対 ①60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人 ②60歳未満で身体障害者手帳1〜4級・療育手帳Aを所持している人またはその人の同居人
額 50万〜250万円、金利0.3割(変動する場合あり)で、償還期間は、10年以内(貸付額に応じて変動) ※連帯保証人が2人必要、工事着工前に申請が必要

問 高齢者：駅南庁舎高齢社会課
0857-20-3453
障がい者：駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-3474

高齢者住宅改修費の助成

容 手すり取り付け、床段差改修、滑り止め防止のための床材変更、引き戸、

便器の取り替えなど ※新築・増築の場合は対象外 **対** ①介護保険住宅改修費の支給：介護保険の「要介護」「要支援」認定者 ②高齢者居住環境整備費助成：①の対象者および同一住所を有する者が市民税非課税の人 ※①、②は併用可 **額** ①介護保険住宅改修の対象工事費(上限20万円)の9割(上限18万円) ②高齢者居住環境整備費の対象工事費(上限80万円)の2分の1(上限40万円) ※工事着工前に申請が必要

問 駅南庁舎高齢社会課
0857-20-3453

はり・きゆう・マッサージ費の助成

対 所得税および市民税非課税で、次のいずれかに該当する人 ①70歳以上の被保険者 **額** 1回あたり1000円の助成券を最大12枚まで発行。助成券の有効期限は平成25年5月31日 ※利用は鳥取県鍼灸マッサーシ師会、鳥取県鍼灸師会および日本あん摩マッサーシ指圧師会鳥取県支部に加盟している治療院(所)などに限る **持** 健康保険証など本人確認ができるもの(代理の場合は、代理の人の身分証明書)
受 6月1日(金)から ※7月以降は、申請月により発行する助成券枚数が少なくなります。

問 駅南庁舎保険年金課

TEL 0857-20-3487
各総合支所市民福祉課(14ページ)

児童手当の現況届は6月中旬に

児童手当を受給している人は、受給資格を確認するための現況届(6月上旬に郵送)を提出してください。

容 受付期間：6月11日(月)〜29日(金) 添付書類：▽会社に勤務している人：健康保険被保険者証のコピーまたは年金加入証明書 ▼平成24年1月2日以降に、本市に転入してきた人：前住所地の所得証明書
※現況届を提出しないと、手当の支給ができなくなったり、遅れたりすることがありますのでご注意ください。

問 駅南庁舎児童家庭課

TEL 0857-20-3465

各総合支所市民福祉課(14ページ)

基本チェックリスト調査の実施

容 高齢者が健康で活力ある生活を送ることができるよう支援するため、生活状況や健康状態などについての調査
対 65歳以上の人(要介護・要支援認定者を除く) **時** 6月上旬
※6月上旬に調査用紙を送付するので、同封の返信用封筒で、回答を返送してください。調査結果は本市の介護予防事業などに役立たせていただきます。

問 駅南庁舎高齢社会課

TEL 0857-20-3453

各総合支所市民福祉課(14ページ)

お知らせ

地域づくり懇談会

市民と市長が地域の課題や地域づくりなどについて話し合います。

【鳥取地域】

時 19:00〜20:30 **所** 各地区公民館

地区	開催予定日
倉田	6月29日(金)
若葉台	7月3日(火)
醇風	7月6日(金)
大正	7月10日(火)
豊実	7月13日(金)

他の地区は7月中旬から10月上旬頃までに実施する予定です。日程などは市報でお知らせします。

【新市場】

主に10月上旬から11月に実施予定です。日程は総合支所だよりでお知らせします。

問 市役所本庁舎協働推進課
0857-20-3171

歩こう会6月例会

時 6月10日(日) 8:00〜18:00

容 鳥取市役所《集合》〜米子〜松江城・月照寺〜八重垣神社〜鳥取市役所《解散》(歩行距離約1・8km) **料** 500円 ※バスツアー・定員制 ※弁当や水筒、雨具は各自でご用意ください。

問 歩こう会事務局

TEL 0857-28-3285

交通事故にあったら



国民健康保険に加入している人が、交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から被害を受けて医療機関にかかった場合でも、国民健康保険を使って治療を受けることができます。ただし、医療費は加害者が負担するのが原則ですので、一時的に国民健康保険が自己負担額を除いて医療費を立て替え、あとで加害者に請求します。

国民健康保険を使用する場合には必ず、「第三者行為による被害届」を保険年金課に提出してください。

※届け出は代理人でもできます。

【届け出に必要なもの】

▷国民健康保険証 ▷印鑑 ▷交通事故証明書

問 駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3482

保険料免除の申請は 7月から受け付けます！



■免除制度

免除の期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。同一年度内であれば年度当初の7月にさかのぼって申請を受け付けます（年金保険料を納付済みの場合は除く）。希望する人は早めに申請してください。

すでに全額免除・若年者納付猶予を受け、継続審査を希望している人は、年度替わりの再申請は不要です。

※4分の3・半額・4分の1免除および退職特例による免除該当者は再申請が必要です。

■若年者納付猶予

同居している世帯主の収入が多いため免除を受けられない若年加入者（30歳未満）のために、若年者納付猶予制度があります。この制度は免除ではないため、10年以内に追納しないと猶予期間に相当する年金額はまったく受給できません。

※**高齢基礎年金、障害基礎年金などの受給資格期間には算入されます。**

■追納制度

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。将来、十分な年金を受け取るためにも追納をお勧めします。追納の申し込みは鳥取年金事務所まで。

※3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算金がかかります。

問 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311
駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3484

精神保健講演会

時 6月29日（金）13:30～15:30

所 ささなか会館5階大会議室

容 「大人の発達障がいについて」講師：原田豊さん（鳥取県立精神保健福祉センター所長）

料 無料

問 駅南庁舎障がい福祉課

☎ 0857-20-3474

第5回城下町しかのぶらり連ウォーク

世界の蓮が咲く鹿野の街並みを、のんびり散策しませんか。

時 7月15日（日）9:00～12:00

料 8:30受付） 所 集合：「しかの心」

（鹿野1809-1） 員 1000人

料 1000円（昼食付き） 募 7月6日（金）まで

問 鳥取市西商工会鹿野支所内「城下町しかのぶらり連ウォーク実行委員会」

☎ 0857-84-2402

http://blog.zige.jp/hasu/

社会を明るくする運動

時 7月2日（月）12:30開場

所 国府町中央公民館

容 ▼警察音楽隊の演奏（13:00～）

▽出発式（13:30～） ▼寮美千子さん講演会（14:00～）

料 無料

問 鳥取保護区保護司会

☎ 0857-21-3203

普通救命講習

時 7月8日（日）13:00～16:00

所 東部消防局（吉成） 容 心肺蘇生

法とAED（自動体外式除細動器）の実技指導など

対 中学生以上 料

無料 ※当日受付可

問 東部消防局警防課

☎ 0857-23-2303

七夕イベント

時 7月4日（水）10:30～11:30

所 ささなか会館 1階ロビー 容 市内

の園児の皆さんを招き、七夕由来の紙芝居や歌を歌い、短冊を笹に飾ります。

※7月1日（日）～7日（土）9:00

～21:00まで会場に笹を飾ります。来館したみなさんも願いを書いた短冊をぜひ飾ってください。

問 ささなか会館事務所

☎ 0857-29-7151

吉岡温泉ホテルまつり

時 6月17日（日）17:00～21:00

所 吉岡温泉街 容 温泉街を人力車で散策、屋台村・どんどこ茶屋・トワイライトライブなど

※6月1日（金）～20日（水）には、ホテル見学バス運行

問 吉岡温泉ホテルまつり実行委員会

☎ 0857-57-0800

http://www.yoshiokaonsen.com/